

## 他の国家資格の事例

事務局調べ

	司法修習生	測量士補	司書補	学芸員補
要件	<p>・司法試験に合格した者の中から、最高裁判所がこれを命ずる。</p> <p>※H23新司法試験合格者数及び採用者数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・合格者: 2,063人(受験者: 8,765人)</li> <li>・採用者: 2,001人</li> </ul>	<p>①大学で測量に関する単位を取得して卒業した者。</p> <p>②高等専門学校土木課等を卒業した者。</p> <p>③測量に関する養成施設で1年間の知識及び技能教育を受けた者。</p> <p>④測量士補試験※に合格した者。</p> <p>※受験資格: なし(測量士試験も同じ。) 補の取得が測量士の要件ではない。</p> <p>※H25測量士補試験結果 受験者: 10,596人 合格者: 2,248人(合格率: 21.2%)</p>	<p>①司書の資格を有する者。</p> <p>②学校教育法第90条第1項※1の規定により大学に入学することのできる者で司書補の講習※2を修了したもの。</p> <p>※1高校等卒業・修了者又は文科大臣が同等と認める者。</p> <p>※2講習は全国で実施され、図書館に関する専門科目の集中講習。</p>	<p>・学校教育法第90条第1項の規定により大学に入学することのできる者は、学芸員補となる資格を有する。</p>
業務等	<p>経験豊富な実務法曹の指導によって、実務に即した教育を行い、実務の場で必要な知識、技法を身に付けさせる。修習期間中は、修習専念義務、秘密保持義務を負う。</p>	<p>測量士が作製した計画に従って測量を行う。(測量士の業務: 測量に関する計画を作製、又は実施。)</p> <p>○技術者として基本測量又は公共測量に従事する者は登録された測量士又は測量士補でなければならない。(48条)</p>	<p>公共図書館等で図書館資料の選択、発注及び受け入れ、分類、目録作成、貸出業務、読書案内などを行う専門的職員である司書の職務補助</p>	<p>博物館で博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究等を行う専門的職員である学芸員の職務補助</p>
根拠	裁判所法	測量法	図書館法	博物館法
その他	<p>○司法修習の最終試験(司法修習生考試)に合格して司法修習を終えることにより、判事補、検事又は弁護士となる資格が与えられる。</p> <p>○考試不合格者は、一旦罷免。再度司法修習生採用の場合、次回以降の考試を受験することができる。</p>	<p>○測量業を営む者は、営業所毎に測量士を置かなければならない。(55条の13)</p> <p>○測量士の要件</p> <p>①大学、短期大学等において、測量に関する科目を修め、当該大学等を卒業し、測量に関し実務経験(大学は1年以上、短大・高専は3年以上)を有する者。</p> <p>②測量に関する専門の養成施設において1年以上測量士補となるのに必要な専門の知識及び技能を修得し、測量に関して2年以上の実務経験を有する者。</p> <p>③測量士補で、測量に関する専門の養成施設において、高度の専門の知識及び技能を修得した者。</p> <p>④測量士試験に合格した者</p>	<p>○司書の要件</p> <p>①大学(短大を含む)又は高等専門学校卒業生が司書講習を修了し資格を得る。</p> <p>②大学(短大を含む)で司書資格取得に必要な科目を履修し卒業を待って資格を得る。</p> <p>③3年以上司書補としての勤務経験者が司書講習を修了し資格を得る。</p>	<p>○学芸員の要件</p> <p>①学士の学位を有し、大学で博物館に関する科目の単位を修得したもの。</p> <p>②大学に二年以上在学し、博物館に関する科目の単位を含めて六十二単位以上を修得したもので、三年以上学芸員補の職にあったもの。</p> <p>③文科大臣が、上の二つにあげたものと同程度の学力及び経験を有すると認めたもの(学芸員資格認定を合格したもの)。</p>

○公認会計士補: 公認会計士試験第2次試験に合格後、登録することで与えられた資格(平成18年1月廃止)。登録後3年の実務経験で3次試験の受験要件を具備(公認会計士の業務: 他人の求めに応じ報酬を得て、財務書類の監査又は証明)

○不動産鑑定士補: 不動産鑑定士試験第2次試験に合格後、2年以上の実務修習を経て登録することで与えられた資格(同上)。補になる資格取得後、1年の実務経験で3次試験の受験要件を具備(不動産鑑定士の業務: 地価公示法に基づく標準地の鑑定評価等の不動産の鑑定評価業務等)